

ケアハウス「サンライズ」利用料一覧表

令和 8年 4月 1日

対象収入による階層区分 (注1)		入 所 者 負 担 額 (月 額)				計
		サービスの提供に 要する費用 (注2)	生 活 費	居住に要する 費用	その他光熱費 (注4)	
1	1,500,000円以下 夫婦 (注3)	円	円	円	円	円
	1,500,000円以下 単身	7,000	46,334	13,800	5,000	72,134
2	1,500,001円～1,600,000円	10,000	46,334	13,800	5,000	75,134
3	1,600,001円～1,700,000円	13,000	46,334	13,800	5,000	78,134
4	1,700,001円～1,800,000円	16,000	46,334	13,800	5,000	81,134
5	1,800,001円～1,900,000円	19,000	46,334	13,800	5,000	84,134
6	1,900,001円～2,000,000円	22,000	46,334	13,800	5,000	87,134
7	2,000,001円～2,100,000円	25,000	46,334	13,800	5,000	90,134
8	2,100,001円～2,200,000円	30,000	46,334	13,800	5,000	95,134
9	2,200,001円～2,300,000円	35,000	46,334	13,800	5,000	100,134
10	2,300,001円～2,400,000円	40,000	46,334	13,800	5,000	105,134
11	2,400,001円～2,500,000円	45,000	46,334	13,800	5,000	110,134
12	2,500,001円～2,600,000円	50,000	46,334	13,800	5,000	115,134
13	2,600,001円～2,700,000円	57,000	46,334	13,800	5,000	122,134
14	2,700,001円～2,800,000円	64,000	46,334	13,800	5,000	129,134
15	2,800,001円～2,900,001円	71,000	46,334	13,800	5,000	136,134
16	2,900,001円～3,000,000円	78,000	46,334	13,800	5,000	143,134
17	3,000,001円～3,100,000円	85,000	46,334	13,800	5,000	150,134
18	3,100,001円以上 (全額)	92,000	46,334	13,800	5,000	157,134

- (注1)この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2)本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注3)夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象経費とし、その額が150万円以下に該当する場合の、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表から30%減額した額を、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。
- (注4)その他の光熱水費は概算額であり、入居者の使用量により金額が変わります。
- ※ 地区別冬期加算(11月～3月まで 乙地2,280円適用)
 - ※ サービスの提供に要する費用・生活費については、群馬県健康福祉部からの通達により、年度途中で変更になることがあります。 その場合には指定された月に遡って精算させていただきます。
 - ※ 事前に申出があった場合(概ね2日前)については、生活費のうち食材費一食320円を翌月の10日に返還する。